

一宮市小中学校通学区域審議会委員の解嘱及び委嘱について

一宮市小中学校通学区域審議会委員の解嘱及び委嘱について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

令和8年4月22日

一宮市教育委員会  
教育長 高橋 信哉

提案理由

一宮市まちづくり部長退任のため、一宮市小中学校通学区域審議会規則第3条の規定により、本案を提出します。

1. 一宮市小中学校通学区域審議会委員 解嘱該当者

氏 名	備 考
よこい かねゆき 横井 兼行	まちづくり部長退任のため

2. 一宮市小中学校通学区域審議会委員 委嘱候補者

氏 名	備 考	新任 再任
いなもと なおき 稲本 直喜	一宮市職員 (まちづくり部長)	新

3. 委嘱期間

2026年4月22日から当該諮問にかかる審議を終え答申を行う日まで

一宮市小中学校通学区域審議会委員 委員名簿

氏 名	備 考	新任 再任
おぜき 尾関 さとる	一宮市議会議員 (経済教育委員会委員長)	
かぜおか おさむ 風岡 治	有識者 (愛知教育大学教授)	
いとう りょうすけ 伊藤 良介	市立小中学校長 (一宮市立丹陽小学校長)	
にしもと まさし 西本 匡志	市立小中学校長 (一宮市立奥中学校長)	
いわた けいこ 岩田 佳子	市立小中学校 PTA 経験者 (令和5年度一宮市小中学校 PTA 連絡協議会会長)	
はら かつおみ 原 克臣	市立小中学校 PTA 経験者 (令和6年度一宮市小中学校 PTA 連絡協議会会長)	
いなもと なおき 稲本 直喜	一宮市職員 (まちづくり部長)	新

(目的)

第1条 この規則は、適正な通学区を設定し、教育効果の向上を図るため必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 前条の目的を達成するため、教育委員会の諮問機関として一宮市小中学校通学区域審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 有識者
- (3) 市立小中学校長
- (4) 市立小中学校PTA経験者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認めた者  
(平17教委規則10・令7教委規則2・一部改正)

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、当該諮問にかかる審議を終え答申を行った日をもって満了とする。

2 職名をもって委嘱された委員は、その職を離れたとき解任されたものとする。

3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の3分の2以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、教育部総務課で処理する。

(平14教委規則7・令2教委規則10・一部改正)

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、審議会が定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和47年4月15日教委規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和50年11月10日教委規則第8号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正前の規則に基づいて任命された委員は、この規則施行の日に解任されたものとみなす。

付 則(昭和60年8月9日教委規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成14年3月27日教委規則第7号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

付 則(平成17年3月24日教委規則第10号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

付 則(令和2年12月21日教委規則第10号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

付 則(令和7年10月28日教委規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

第19号議案

一宮市社会教育委員及び一宮市公民館運営審議会委員の委嘱について

一宮市社会教育委員及び一宮市公民館運営審議会委員の委嘱について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

令和8年4月22日

一宮市教育委員会  
教育長 高橋 信哉

提案理由

一宮市小中学校長会役員就任のため、社会教育法第15条及び第30条の規定により、本案を提出します。

1. 一宮市社会教育委員及び一宮市公民館運営審議会委員 委嘱候補者

氏 名	備 考	新任 再任
は が 芳賀 こ う じ 康臣	一宮市小中学校長会 副会長	新

2. 委嘱期間

2026年5月1日から2028年3月31日

一宮市社会教育委員及び一宮市公民館運営審議会委員名簿

(順不同・敬称略)

氏名	所属団体等	備考	新任 再任
おぜき 尾関 さとる	有識者（一宮市議会経済教育委員長）		
ますかわ こういち 益川 浩一	有識者（岐阜大学地域協学センター長）		
おのうえ けいこ 尾上 恵子	有識者（修文大学短期大学部教授）		
おおしま みちこ 大島 美智子	有識者（元一宮市教育委員）		
おがわ のりこ 小川 典子	有識者（元一宮市教育委員）		
あさの まさとし 浅野 雅稔	有識者（元一宮市小中学校長会長）		
みお ひとみ 三尾 日登美	有識者（一宮市社会福祉事業団指導員）		
はが こうじ 芳賀 康臣	一宮市小中学校長会	2026.5.1～	新 1年目
はせがわ たけし 長谷川 武	一宮市連区公民館長連絡協議会		
おぜき かつこ 尾関 勝子	一宮市地域女性団体連絡会		
ふわ ひろし 不破 皓	一宮市芸術文化協会		
おおたけ みきお 大竹 幹雄	一宮市スポーツ協会		
つちや ひろし 土屋 寛	一宮市児童育成連絡協議会		
はせがわ なおこ 長谷川 尚子	放課後子ども教室指導員		
みやざき はつみ 宮崎 初美	子育てネットワーカー		

## ○社会教育法

(昭和二十四年六月十日 法律第二百七号)

(社会教育委員の設置)

第十五条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

(公民館運営審議会)

第二十九条 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

第三十条 市町村の設置する公民館にあつては、公民館運営審議会の委員は、当該市町村の教育委員会(特定公民館に置く公民館運営審議会の委員にあつては、当該市町村の長)が委嘱する。

2 前項の公民館運営審議会の委員の委嘱の基準、定数及び任期その他当該公民館運営審議会に関し必要な事項は、当該市町村の条例で定める。この場合において、委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

## ○一宮市社会教育委員の定数等に関する条例

(昭和 25 年 1 月 27 日 条例第 3 号)

第 1 条 社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号)第 15 条の規定に基づき、本市に一宮市社会教育委員(以下「委員」という。)を置く。

第 2 条 委員の定数は、15 名以内とする。

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、重任を妨げない。

第 4 条 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## ○一宮市公民館設置及び管理に関する条例

(昭和 30 年 4 月 1 日 条例第 18 号)

第 3 条 法第 29 条第 1 項の規定に基づき、公民館運営審議会を置く。

2 公民館運営審議会委員(以下「委員」という。)の定数は、15 名以内とする。

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

一宮市教育委員会後援名義の使用について

一宮市教育委員会後援名義の使用について、別紙のとおり申請がありましたので、教育委員会の審議に付します。

令和8年4月22日

一宮市教育委員会  
教育長 高橋 信哉

## 一宮市教育委員会後援名義使用許可基準

(許可基準)

第2条 後援名義の使用の許可は、次の各号のいずれかに該当する事業に対して行うものとする。

- (1) 国、愛知県若しくは一宮市が主催し、又は後援する事業
- (2) 学校又は学校の連合体が主催する事業
- (3) 市内の公共的団体及びこれに加盟している団体が主催する事業
- (4) 公益法人及びこれに準ずる団体（宗教法人を除く。）が主催する事業
- (5) 次に掲げる団体等が主催する事業で、その内容（入場料、場所、事業内容等）が適当と認められる事業
  - ア 市内の教育関係団体
  - イ 報道機関（新聞社又は放送局）
  - ウ 国、愛知県又は一宮市が補助等をしている団体
- (6) 過去において、教育委員会が後援した実績のある事業
- (7) 前各号に掲げる事業のほか、教育委員会が適当と認めた事業

2 前項の規定にかかわらず、当該事業が次の各号のいずれかに該当する場合は、後援名義の使用を許可しないものとする。

- (1) 営利を目的として行われる事業
- (2) 特定の政党又は宗教団体が主催する事業
- (3) 教育の中立性を損なうおそれのある事業
- (4) 会員制又は会員勧誘を前提とした事業
- (5) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのある事業
- (6) 市内全域を対象としない事業
- (7) 一宮市暴力団等の排除に関する条例（平成23年一宮市条例第24号）第2条第1項第1号に規定する暴力団又は同項第2号に規定する暴力団員若しくはこれらと密接な関係を有する者が主催し、又は関与すると認められる事業
- (8) 前各号に掲げる事業のほか、教育委員会が支障があると認めた事業

# 一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(学校教育課)

受付番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可基準
4	株式会社Highsto 代表取締役 わたなべ たかま 渡辺 拓磨	歴史カードゲーム ハイスト体験会	市内に寄贈した歴史カードゲームハイストの使い方講座	2026年5月23日(土) 2026年5月30日(土) 2026年6月21日(日)	アイブラザー一宮 研修室	無	(7)